会議だより

昭和四十七年度予算など議決
四十七年第一回定例会

昭和四十七年第一回定例村議会は、三月十一日に招集され三月二十三日までの会期十三日間で審議が行なわれました。

付議された議件は、請願一件を含み二十一件でありましたが、審議の結果、原案可決十九件、修正可決一件、否決一件でした。

議決された主な議件は、次のとおりです。

一、昭和四十七年度一般会計外、三特別会計予算

総額二三九、九九四千円の一般会計外、三特別会計予算は、それぞれ原案どおり可決されました。（関連記事別掲）

二、昭和四十六年度一般会計補正予算（第六号）

追加額は才入才出とも四、五四八千円で当初からの累計では二一二、八四三千円となりました。その主なものは老人憩の家用地買収費三、三五〇千円、東部用水路添舗装（未計上分）三、七二〇千円、県道舗装負担金三九六千円、白根地区消防事務組合負担金増四〇九千円などとなっており、その反面、一時借入金利子二四四千円、月潟橋取付道路買収費七〇〇千円などが不用となり減額されました。

三、三役、議員、教育長等特別職の給料、報酬の改定

昨年11月に開かれた特別職報酬審議会の答申により提案されましたが、それぞれ原案どおり可決されました。

改正された額は、次のとおりです。

職名	改正前	改正後
村長	一一〇〇〇〇円	一三〇〇〇〇円
助役	九〇〇〇〇〇円	一〇四〇〇〇円
収入役	八三〇〇〇円	一〇〇〇〇〇円
藤長	二五三〇〇〇円	三〇〇〇〇〇円
副議長	二三〇〇〇円	二六〇〇〇〇円

	議員	教育長
	一九八〇〇〇円	二三四〇〇〇円
	七〇〇〇〇円	八〇〇〇〇円

四、村道の認定について

次の七本が村道として認定されることになりました。

路線名	起点	終点
48号線	月潟橋付道路南端より	老人憩の家前まで
49号線	通称「役場小路」	
50号線	通称「勝念寺脇小路」	
51号線	西葛塲落田八五郎脇	村道第6号線まで
52号線	上曲通小林惣平脇	村道第6号線まで
53号線	大排藤村良平裏	村道第6号線まで
54号線	木滑児玉市司邸前	県道月潟～西川線まで

五、特殊児童生徒就学援助条例の一部改正

この条例は、学令児童生徒中、盲学校、聾唖学校、養護学校に入学し教育を受けなければならない者に対して完全就学の目的達成のために設けられたもので今回これらの者に対して支給する就学援助金を現行月額千円を二千円に改めたものです。

六、月潟村学校給食共同調理場設置条例の制定

この条例は、月潟中学校の学校給食を実施するにあたって東小学校で従来行なっていた給食室を利用してセンター方式にするため、条例化の必要が生じ、制定されたものです。

この条例の制定に伴なって、職員定数条例や中学校給食室建設基金条例など関係条例の改廃もなされ、学校給食栄養士の採用もあり、充実した給食内容となります。

佐藤議員に郡議長会表彰

西浦原郡町村議会議長会では、先に定期総会を開き、昭和四十六年度の自治功労者表彰を決定いたしました。

本村関係では、佐藤徳松議員が永年勤続自治功労者として表彰されました。

役場の日誌

三月中の主なもの

3月1日　土木委員協議会
2日　広報編集委員会
2日　教育委員定例会
3日　総代会議
6日　所得税、事業税納税相談
6日　国民年金会議
7～8日　農業所得納税相談
7日　出納例月検査
9日　議会運営委員会
10日　水道運営委員会
11日　定例村議会
14日　公民館運営審議会
16～18日　定例村議会
11～13日　〃
24日　農農地あっせん基準作成協議会
24日　食生活改善委員打合会
27日　社会教育委員会
28日　経済土木委員会
28日　農業委員会
29日　教育委員会臨時会
30日　出納例月検査
30日　予防注射等の日程打合会
31日　民生委員会
31日　消防団会議

歩行者専用

交通安全
模擬事故実施指導

春の全国交通安全運動が実施されました。当村においては広報つきがた」三月号に運動内容をお知らせしてありますが、その事業実施の際は御協力を頂き無事終了しました。

交通の安全のためのスローガンあるいは事業等々あの手この手と諸々実施されてはおりますが、運転者や歩行者の交通ルール不履行による交通事故発生件数は一向に少なくなりません。実際不幸にして自分あるいは家族が被害者か加害者になったつもりで静かに考えて見て下さい。一家の不幸は身振いの出る悲惨な状態であります。

この悲惨な交通事故は何時どのような時起きるのかを次の方法により実際車を走らせ人身大の人形を使い目の前に事故発生の恐ろしさを見て頂いて交通の安全のための参考にしていただきました。

実施内容の一部

自動車を走らせ観覧者に今走った車の速度を目側して頂く事、その速度を確認することにより道路横断が可能か不可能か知ってもらうとした。たとえば時速40Kに運転し観覧者に質問してもびたり答える人は非常に少ないということです。これでは交通事故につながることゝ思われます。また車の速度とその前方の自分と車との距離感、そして無理な横断によって起きる交通事故の状態等を見て頂きました。村の小・中学校生徒全員、保育園々児、一般歩行者、運転者等観覧者約八百人程の多数でした。

指導者　白根警察署
実演担当者　月潟村交通安全協会　でした。

路側帯の設置

路側帯の設置については、広報「つきがた」三月号にお知らせしましたが、この路側帯は「歩道」ですから車等は絶対に入れません。また、路側帯側は「駐車禁止」区域ですので御注意下さい。これは村の規制ではなく、県公安委員会指定ですから違反にならぬよう充分注意して下さい。そしてこの規制を守り交通事故を起こさぬようお互に注意しましょう。

米買入数量きまる

最近における恒常的な米の生産過剰状態を解消し、需要に対応した農業生産を確立するため、昨年度に引き続き、本年も稲作転換を主体とした生産調整を行なうとともに、それに伴なう買入限度数量等の配分を去る三月三十一日を以って各農業者に通知した次第であります。

尚各農業者において、目標面積に変更のある場合は五月三十一日までに村長にその理由を附して申出てください。

各部落別配分数量

部落名	生産調整目標面積	買入限度数量
大別当	四六三、九五	二四三三
月潟	七一九、二一	三七七六
西葛塲	六四三、九二	三三一九
上曲通	七八一、三七	四〇九三
下曲通	四九三、一〇	二六三四
東長島	八九一、四六	四八五四
木滑	一四六九、二〇	八三六四
釣寄	一〇四八、六二	六一〇一
釣寄新	四〇六、二七	二三四二
合計	六九一七、一〇アール	三七八一六袋

ねたきり老人に医療費の助成を

この老人医療制度は昭和四十六年四月一日より、県が定める老人医療費助成事業実施要領に基き県と村が実施するものであり、村内に居住しておられる六十五才以上の老人で、身体的または環境的条件で、三ケ月以上常に臥床し食事・排便・寝起き等、日常生活の用の大半を他の介助によらなければならない状態にある老人、又その状態が三ケ月以上継続すると認められる老人（主治医の診断書を要する）をねたきり老人といい医療費助成を行っております。

なお昭和四十八年一月一日実施されます。七十才以上の老人医療費無料化にさきがけ、常時ひとり暮しの状態にある、七十才以上の老人に対しては昭和四十七年四月一日より実施される事になりました。

対象者の認定と助成方法

認定については、民生委員が、老人医療調査を行い、村長が認定する事になります。

認定した対象者からの申請に基き、助成額を決定し支給する事になりますが医師からの診療報酬請求明細書により支払すると医師への一部負担分が遅れて支払われる事になりますので所定の申請用紙により医療費の申請をねがいます。

用紙は役場に用意してありますので請求して下さい。

社教だより

教育委員会
公民館

◎公民館運営審議会（3月14日）

年度末を控え、本年度の社会教育公民館の施事業について、反省検討し、新年度の参考とするための内容で開催されました。近年とみに停滞しつゝある青年団活動の方針について諮問に対し終始熱の入った討議がなされ、特に施策の重点事項として、社会教育面で

家の内外をきれいに

陽気もよくなるとともにそろそろ衛生害虫が活動を始めます。以前から見れば、随分環境も、生活状態もよくなっております。最近は夏でもハエをそれ程邪魔にしなくてもよいようになりましたが、全然いなくなったわけではありません。蚊は水さえあれば発生源になりますので、周囲が水田のような地域では蚊を全くなくするということは現在では薬剤費のこともあり不可能に近いです。併しその中で少しでも自分たちの力で出来る範囲で環境を整備し住みよくすることは共同生活をしていく上には当然の責任です。

①家屋内外の大掃除をする。生活様式の変化や掃除機の普及によりゴミが少なくなったためか、大掃除をする家庭が少なくなりました。冬の間に湿気を吸っておりますので、畳、寝具等を日にあてて下さい。又家の周囲も大変荒れております。きれいにして下さい。

②下水溝の泥上げをする。

③堤防、河川にゴミ捨て場が見られます。附近がキレイになると一層目立ちます。是非なくなるように努めて下さい。又中之口川は飲料用水として大事な川です。ごみ等を捨てないで大切にして下さい。

冬中いろいろのゴミがつまって、流れが悪くなっております。大字で計画を樹て泥上げをして下さい。ゴミ集収が始まってから堤防もキレイになりましたし、川へゴミを捨てる人も殆んどなくなりましたが、まだ数ケ処堤防上にゴミ捨てがあります。

◎老人学級（3月16・17日）

先月号で既報のとおり、月寿荘を利用しての学級ですが、有意義な講義を聞くと共に、くつろいだ一日を過してもらいました。

3月16日（第三長生会・鶴亀会）
講義「老人クラブのあり方について」
講師　西蒲原郡老人クラブ連合会　理事　平出静寿殿

3月17日（第一・第二長生会）
講義「老人福祉について」
講師　西蒲原社会福祉事務所　社会課長　池田与吉殿

◎社会教育委員会（3月27日）

昭和47年度の本村社会教育施策の方針について諮問に対し終始熱の入った討議がなされ、特に施策の重点事項として、社会教育面での人的体制の充実化、青少年教育の強化の方針等が打ち出されました。

◎社会教育団体の動き

各団体およびグループとも、それぞれ規約にもとづく定期総会が3月中に開催されました。

o 連合婦人会（3月19日）
月寿荘を会場として、午前中は総会、午後は婦人学級を兼ねた記念講演と、春の交通安全運動事業の一環としての講義を実施しました。

記念講演「現代の婦人はどう生きるべきか」
講師　弘智法印　阿刀隆信殿
講義「家庭における交通安全教育の重要性について」
講師　白根警察署　交通課長殿

o 連合青年団（3月28日）
規約にもとづく議案の審議の他特に本年度の重点活動として、組織強化につとめることが協議されました。なお、新年度の団長・副団長はつぎのとおりです。

団長　間島　均（木滑）
副団長　石塚徳夫（〃）
〃　間島和代（〃）
〃　井沢義明（釣寄新）

o 梨の実山岳会（3月10日）
村より若干の補助をしている、登山、スキーなど健全なレクリエーション活動を実施しているサークルグループですが会員数も35名に達し、定期大会も4回目を迎えたものです。選任された新年度の会長は、本間武志（月潟）です。

写真は三月十六日の老人学級